

改正

平成31年2月1日告示第21号

令和元年7月31日告示第36号

令和2年2月14日告示第15号

令和3年3月25日告示第87号

令和3年10月29日告示第157号

令和5年3月23日告示第40号

令和6年3月29日告示第34号

令和7年7月22日告示第112号

田村市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、施行規則及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）で使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号の事業として次に掲げる事業

ア 第1号訪問事業

(ア) 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律（平成26年法律第83号）第5条）による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防訪問介護相当サービス（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）により実施する旧介護予防訪問介護に相当するサービス）

- (イ) 訪問型サービスA (指定事業者による実施する旧介護予防訪問介護の基準を緩和したサービス)
- (ウ) 訪問型サービスB (地域の住民を主体として有償又は無償のボランティア等により提供されるサービス)
- (エ) 訪問型サービスC (3～6か月の短期間で保健・医療の専門職により提供されるサービス)
- (オ) 訪問型サービスD (サービス・活動事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援)

イ 第1号通所事業

- (ア) 通所型サービス(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律(平成26年法律第83号)第5条)による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当サービス(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。))により実施する旧介護予防通所介護に相当するサービス)
 - (イ) 通所型サービスA (指定事業者により実施する旧介護予防通所介護の基準を緩和したサービス)
 - (ウ) 通所型サービスB (地域の住民を主体として有償又は無償のボランティア等により提供されるサービス)
 - (エ) 通所型サービスC (3～6か月の短期間で保健・医療の専門職により提供されるサービス)

ウ 第1号生活支援事業

- エ 第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防事業(以下「介護予防ケアマネジメント」という。))
 - (ア) ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)
 - (イ) ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)
 - (ウ) ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)

(2) 法第115条の45第1項第2号の事業として次に掲げる事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(支給限度額)

第4条 居宅要支援被保険者（法第53条に定める居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が前条第1号ア及びイに掲げる事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項及び第7項に規定する介護予防訪問介護相当のサービス及び介護予防通所介護相当のサービス（以下「介護予防訪問介護相当サービス等」という。）として利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者（国が定める基本チェックリスト（地域支援事業実施要綱別記1の(1)のアの(ウ)による基本チェックリスト。以下「基本チェックリスト」という。）の実施結果により1つ以上の基準に該当した者をいう。）が介護予防訪問介護相当サービス等を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、事業対象者が退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる等の場合で、第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センター等担当職員が総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書（様式第1号）を市長へ申請し、総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更承認通知書（様式第2号）により変更が認められた場合は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額第2号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第5条 市長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額を支給するものとする。

(第1号介護予防支援事業に要する費用の額)

第6条 法第115条の47第4項及び第5項の規定により第1号介護予防支援事業を実施する場合の事業に要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて算定した額とする。

(受託者の遵守事項)

第7条 法第115条の47第4項に基づき総合事業を委託する場合は、受託者は、施行規則第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(第1号事業の利用の手続)

第8条 居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）は、介護予防訪問介護相当サービス等を利用しようとするとき（居宅要支援被保険者が介護予防サービス併せて利用しようとするときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出をした者のうち事業対象者について、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則（平成31年2月1日告示第21号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月31日告示第36号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日告示第15号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日告示第87号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月29日告示第157号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第40号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第34号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月22日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	対象となるサービス	単位数	
		基本単位	加算
ケアマネジメントA	1 訪問型サービス	442単位	初回加算 300単位
	2 訪問型サービスA		連携加算 300単位
	3 訪問型サービスC		
	4 通所型サービス		
	5 通所型サービスA		
	6 通所型サービスC		
ケアマネジメントB	1 訪問型サービスB	300単位	初回加算 300単位
	2 訪問型サービスD		
	3 通所型サービスB		
ケアマネジメントC	一般介護予防事業	100単位	なし

様式第1号（第4条関係）

総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書

フリガナ											被保険者番号									
被保険者氏名																				
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女														
住所	田村市						電話番号													
現在利用しているサービス	<input type="checkbox"/> 訪問型サービス <input type="checkbox"/> 通所型サービス																			
ケアプランの目標期間	年 月 日から						年 月 日まで													
次回見直し時期	年 月 日																			
区分支給限度額変更の理由 (別紙添付)	1 退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながるため 2 その他（具体的に記述してください。）																			
添付書類	介護予防サービス・支援計画書、経過記録																			
<p>田村市長 様</p> <p>上記のとおり、区分支給限度額変更を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申請者 事業所名</p> <p>介護支援専門員等職氏名</p> <p>(記名の場合は押印)</p> <p>電話番号</p>																				
										事業所番号										

様

田村市長 印

総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請については、次のとおり決定したので通知します。

利用者

氏名 (被保険者番号)

住所

生年月日

区分支給限度額変更等の適否

変更の対象と認めます。

期間 年 月 日から

年 月 日まで

変更の対象と認めません。

理由

条件

様式第3号（第8条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	
介護予防サービス計画書の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名	介護予防支援事業所の所在地 〒		
	地域包括支援センターの所在地 〒		
	電話番号		
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）番号	サービス開始（変更）年月日		
	年 月 日		
介護予防支援事業所又は地域包括支援センターを変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入して下さい。			
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入して下さい。			
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地 〒		
	電話番号		
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入して下さい。			
田村市長 様			
上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。			
年 月 日			
被保険者 住所 氏名	電話番号		
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者証資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号		
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者が介護予防支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該介護予防支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。			
年 月 日 氏名			

（注意）

- この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに田村市へ提出してください。
- 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず田村市に届け出て下さい。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。